

災害対策基本法第63条第1項に基づく警戒区域の設定について

7月3日に発生した伊豆山地区土砂災害につきましては、捜索活動及び応急対策工事が進められておりますが、依然として土砂災害の危険性があることから、引き続き警戒が必要な状態となっております。

つきましては、災害対策基本法第63条第1項に基づく警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の立入りを禁止します。

なお、これに伴い公営住宅等や民間賃貸住宅の応急的な住まいへの入居や生活必需品の給与による支援が受けられます。区域内に住まわれていた方で、申し込みをご希望の方は「証明書」が必要となります。証明書の発行や住宅お申し込みについては福祉センター3階で受付をいたします。

また、被災者生活再建支援法に基づく「長期避難世帯」については、静岡県において認定が必要となります。現在、静岡県において作業を進めておりますので、認定されましたら支援金のお手続きとともに改めてご案内させていただきます。

【問い合わせ】

証明書の発行に関して

☎0557(86)6092

熱海市災害対策本部

☎0557(86)6443

地理院地図

GSI Maps

